

国立大学法人富山大学横田基金規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 27 年 12 月 22 日改正

(設置及び目的)

第 1 条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）に、横田愛子氏から受け入れた
奨学寄附金を基に、国立大学法人富山大学横田基金（以下「基金」という。）を置く。

2 基金は、本学杉谷キャンパスにおける教育研究活動の助成を目的とする。

(事業)

第 2 条 前条第 2 項の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 医学・薬学の教育研究に必要な経費の援助

(2) 本学杉谷キャンパスに勤務する教職員の海外渡航費及び滞在費の援助

(基金の管理)

第 3 条 基金の管理は、学長が行う。

(事業の経費)

第 4 条 第 2 条に規定する事業を行うために必要な経費は、基金及び基金から生ずる果実
をもって充てる。

(運用委員会)

第 5 条 第 2 条に規定する事業を実施するため、国立大学法人富山大学横田基金運用委員
会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項、別に定める。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 22 日から施行する。